

収 入 印 紙	
1万円未満	非課税
100万円以下	200円
200万円 "	400円
300万円 "	1,000円
500万円 "	2,000円
1,000万円 "	10,000円
5,000万円 "	20,000円
1億円以下	60,000円
5億円 "	100,000円
10億円 "	200,000円
50億円 "	400,000円
50億円をこえるもの	600,000円
契約金額の記載のないもの	200円

(案)

業 務 委 託 契 約 書

1. 委託業務の名称 浄水場運転管理業務委託
2. 委託箇所 千葉県夷隅郡大多喜町小谷松 500 番地 大多喜浄水場
外 21 箇所
3. 委託期間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日
4. 業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
5. 契約保証金額

上記の委託業務について、委託者 南房総広域水道企業団（以下「甲」という。）と
受託者 (以下「乙」という。) とは、別添の条項
によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名捺印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

住 所 千葉県夷隅郡大多喜町小谷松 500 番地
委託者 南房総広域水道企業団
氏 名 企業長 太 田 洋 印

住 所
受託者
氏 名 印

別添

(総 則)

第 1 条 乙は、別冊「浄水場運転管理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の業務委託料(以下「委託料」という。)をもって頭書の委託期間(以下「委託期間」という。)までに頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定めるものとする。
(業務主任技術者)

第 2 条 乙は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技術者(当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者。)を定め、甲に通知するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 3 条 乙は、この契約によって生ずる権利、又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲は、この契約の成果(以下「成果品」という。)を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第 4 条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(調査職員)

第 5 条 甲は、調査職員を定め、速やかに乙に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。

2 調査職員は、この契約に基づく甲の権限とされている事項のうち、甲が必要と認めて委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、乙に対する指示、承諾、又は協議についての権限を有する。

3 前項の規定に基づく調査職員の指示、承諾、又は協議のうち重要なことについては、書面をもってこれを行わなければならない。

(乙の業務員に対する異議)

第 6 条 甲は、委託業務の履行及び委託業務現場管理の上で不適と認められる者があるときは、乙に対し必要な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(施設の使用)

第 7 条 甲は、乙が委託業務の履行上必要な事務室及び休憩室等(以下「施設」という。)を乙に無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項の施設を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

3 乙は、第 1 項の施設を目的外に使用し、若しくは他人に使用させ、又は甲の許可なく改造してはならない。

4 乙は、自己の故意、又は過失により第 1 項の施設が滅失、若しくは棄損し、又はその返還が不可能になったときは、甲の指定した期限内に原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、第 2 項から第 4 項のほか、行政財産使用許可書に記載のある事項を遵守しなければならない。

(貸与品及び支給品)

第 8 条 甲は、委託業務に必要な特殊機材及び特殊工具等の物品を仕様書に定めるところにより、乙へ無償で貸与、又は支給するものとする。

2 甲は、前項により無償で貸与、又は支給した物品(以下「貸与品」及び「支給品」という。)を乙の立会いのもとに検査して引渡し、乙は、引渡しを受けたときは遅滞なく甲に借用書、又は受領書を提出しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めたものについてはこの限りでない。

- 3 乙は、貸与品及び支給品を善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。
- 4 乙は、自己の故意、又は過失により貸与品及び支給品が滅失、若しくは棄損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期限内にその損害を賠償しなければならない。

(委託業務の調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において委託料、又は頭書の契約期間、若しくは委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(損害のため必要を生じた経費の負担)

第11条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(追加業務)

第12条 委託業務のほか、仕様書に定める追加業務が生じた場合は、甲乙協議の上、行うものとする。

(追加業務委託料)

第13条 前条に規定する追加業務の委託料は、次のとおりとする。

追加業務委託料＝単価×追加業務人員×追加業務時間数

なお、1時間当たりの単価は次のとおりとする。

- (1) 午前 5時 ～ 午後10時 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- (2) 午後10時 ～ 翌午前5時 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）

(業務の完了報告と検査)

第14条 乙は、委託期間において、月毎の委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務内容を検査しなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、業務内容について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出し再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

(委託料の支払)

第15条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料から取引に係る消費税及び地方消費税の額を引いた額の1/12（ただし、千円未満の端数は最終年度3月にまとめるものとする。）に110/100を乗じた額を請求するものとする。ただし、第12条で定めた業務が生じた場合は、実績により月毎に別途支払うものとする。

令和7年4月から令和8年2月分 1か月あたり 円

令和8年3月分 1か月あたり 円

- 2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により期間内、又は期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに業務を着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その契約により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、業務の出来形部分が可分のものである場合は、検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。

(違約金)

第17条 前条により甲が契約を解除したときは、乙は総額委託料の1/10に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(解除等に伴う措置)

第18条 乙は、第16条の規定により契約を解除し、又は委託期間が満了した場合においては、自己の所有物件を引き取るとともに、その使用施設を自己の負担で原状に回復し、貸与品及び残余の支給品ともども遅滞なく甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 甲は、乙が正当な理由なくして前項の義務を履行しないときは、乙に代わって前項の物件を処分することができるものとする。この場合において乙は甲の処分方法について異議の申し立てをすることができず、これに要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、成果品(受託業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第20条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における支払の限度額は、次のとおりとする。

令和6年度	0円	
令和7年度	円(うち消費税及び地方消費税の額	円)

(消費税)

第21条 本契約の記載の消費税及び地方消費税の額は、本契約の成立日の税率により計算されたものであり、消費税及び地方消費税の額が増額された場合には、甲は乙の請求により、直ちにその増額分を含め乙に支払うものとする。

(補則)

第22条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。